

第1章 人間の尊厳と自立



POINT

介護の現場で目の前の利用者・家族、相手を理解するために、私たちに必要なものは何だろう？

そんな視点で学んでみよう！

ポイントは次のとおりだ！

- ・自立に関わるキーワード
- ・歴史的な背景
- ・歴史上の人物

自立に関わるキーワード

○自立支援—自立とは何か？自分の足で立って歩くことだろうか？それだけではなく、自分の力で独立することを意味する。ここでいう自立とは「自律」、つまり自分で選んで自分で決めることができるということ。

○アドボカシー（権利擁護）—擁護する、代弁するという意味がある。代弁者のことを「アドボケイター」と呼ぶ。高次脳機能障害や認知症など、自分の意思を正確に伝えることができない人に代わって介護職が代弁しなければならない場面もあることを想定しておく。

○ノーマライゼーション—障害者や高齢者などが健常者と同じように平等に生きるために、社会の仕組みを整備していくことをいう。具体的にはバリアフリーやユニバーサルデザインなどがある。提唱者はバンク・ミケルセン（デンマーク）。

歴史的な背景

- 1776 年アメリカ独立宣言—1600 年前半、ヨーロッパを中心にさまざまな人種がアメリカに移住し国家を築きつつあったものの、当時はまだアメリカ国内にもイギリスの法が適用されるなど、実質イギリスの支配下にあった。そこで市民が立ち上がりイギリスからの独立を求めた。それを独立宣言という。
- 1789 年フランス人権宣言—当時のフランスは、国王が絶対的な権力を持つ絶対王政がしかれ、ヨーロッパの政治と文化の中心だった。しかし、言論が規制されたり、身分による貧富格差が大きいなど、庶民は国に不満を募らせていた。こうした中で市民が立ち上がり、フランス革命がはじまり、主権は国王ではなく国民にあることを宣言した。有名なマリー・アントワネットの、貧困にあえぐ国民に対しての名セリフ「パンがなければお菓子を食べればいいじゃない」という言葉からも分かるように、一部の貴族だけが優遇された社会だったのもこの時代である。
- 1919 年ドイツのワイマール憲法—国民会議で制定されたドイツ共和国憲法。国民主権や男女平等の普通選挙の承認など世界で初めて「生存権」の保障が憲法の規定として認められた。
ちなみに生存権とは、「人々が人間らしい生活を送れるよう、生活の基礎を国家が保障する権利」である。逆に「自由権」とは、「国家から制約や強制もされず、自由に行動ができる権利」をいう。国家に守ってもらうための権利なのか、国家から自由になるための権利なのか、の違いである。
- 1946 年日本国憲法—憲法の目的は「国家権力から私たち国民の権利・自由を守る」ことにある。例えば憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるが、これは国民には生存権があって、国家はこれを守る義務がある、という意味である。
- 1948 年世界人権宣言—国際連合が採択。第二次世界大戦とそれ以前の各国における多くの人権侵害、とりわけナチスドイツによるユダヤ人排除の事実を踏まえ、人権の尊重を通して国際間の平和を樹立することを目指した。

歴史上の人物

- ヘレン・ケラー——アメリカ合衆国の作家、障害者権利の擁護者、政治活動家。幼少期から視覚と聴覚の重複障害がありながら世界各地を訪問し、障害者の教育福祉の発展に尽力した。著書に、『わたしの生涯』『楽天主義』がある。名言に、「障害は不便である。しかし不幸ではない」がある。
- ナイチンゲール——イギリスの看護師、社会起業家、看護教育学者。クリミア戦争に派遣されると野戦病院で骨身を削って看護活動に励み、病院内の衛生状況を改善することで兵士の死亡率を劇的に引き下げた。名言に、「あなた方は進歩し続けない限りは退歩していることになるのです。目的を高く掲げなさい」などがあり、著書には『看護覚え書』がある。
- メイヤロフ——アメリカの哲学教授、ケアリング研究の先駆者。「一人の人格をケアすることは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現を助けることである」と述べている。